

内閣参質一八〇第二五三号

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員上野通子君提出湖沼の除染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員上野通子君提出湖沼の除染に関する質問に対する答弁書

一について

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所の事故（以下「本件事故」という。）により放出された放射性物質によって汚染された湖沼の除染については、雨により陸地から湖沼等に放射性物質が流入するのは避け難く、また、湖沼等の底質の放射性物質は移動することから、まずは、陸地の除染を着実に推進するとともに、湖沼等における放射性物質のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の動態解明を進めることが重要と考えている。

二について

本件事故により湖沼の周辺の漁業、観光産業などの関連事業者が受けた損害については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項本文の規定により東京電力が賠償する責めに任ずるとされていることを受け、東京電力は、漁業における損害及び観光業における風評被害などのうち、本件事故と相当因果関係が認められる損害を賠償の対象としており、政府としては、東京電力による賠償の状況を注視し、賠償金の迅速かつ適切な支払について、引き続き、東京電力に対して要請して

まいりたい。